

さいたま市未来技術地域実装協議会
規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、さいたま市未来技術地域実装協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、流行予測 AI を活用した「感染症予報サービス」の社会実装及び当該サービスと連携したサービス（以下「本事業サービス」という）の展開のために、必要な検討等を行うことを目的とする。

（検討内容）

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 本事業サービスの導入・構築等に関すること
- (2) 本事業サービスの実証及び実装に関すること
- (3) その他必要な事項

（組織）

第 4 条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の追加・充当は、協議会の承認を得るものとする。

（会長及び職務代理）

第 5 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、さいたま市都市戦略本部未来都市推進部副参事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が出席できないときは、会長は職務代理を指名することができる。

（任期）

第 6 条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

- 2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

（事務局）

第 7 条 協議会の事務局は、さいたま市都市戦略本部未来都市推進部に置く。

資料 1

(会議)

第 8 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 議事概要及び会議資料は、委員の承認を得て公表することができる。

(その他)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、令和 4 年 7 月 1 2 日から施行する。

資料1

別表

団体名・企業名等	所属・氏名	備考
◇メインとなる省庁（現地支援責任者）		
内閣府	地方創生推進事務局 参事官 中野 穰治	
◇関係省庁		
厚生労働省	関東信越厚生局 健康福祉部 医事課 課長 川本 めぐみ	
経済産業省	関東経済産業局 産業部 製造産業課 航空宇宙・自動車産業室 室長 釜田 雅樹	
国土交通省	関東運輸局 交通政策部 部長 高橋 信博	
◇地方公共団体		
さいたま市	都市戦略本部未来都市推進部 副参事 有山 信之	
◇民間事業者等		
損害保険ジャパン株式会社	企業営業第一部 畠山 達也	
株式会社日立社会情報サービス	営業統括本部営業推進本部販売推進部 第1グループ 中川 慎太郎	
株式会社日立製作所	金融システム営業統括本部金融営業第 三本部ビジネスプロモートグループ 魚川 大輔	